

令和4年第4回東大和市議会定例会会議録第19号

令和4年11月30日（水曜日）

出席議員（21名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 二宮由子君  | 2番  | 大后治雄君  |
| 4番  | 実川圭子君  | 5番  | 森田真一君  |
| 6番  | 尾崎利一君  | 7番  | 上林真佐恵君 |
| 8番  | 中村庄一郎君 | 9番  | 木下富雄君  |
| 10番 | 根岸聡彦君  | 11番 | 森田博之君  |
| 12番 | 蜂須賀千雅君 | 13番 | 関田正民君  |
| 14番 | 和地仁美君  | 15番 | 佐竹康彦君  |
| 16番 | 荒幡伸一君  | 17番 | 木戸岡秀彦君 |
| 18番 | 東口正美君  | 19番 | 中間建二君  |
| 20番 | 大川元君   | 21番 | 床鍋義博君  |
| 22番 | 中野志乃夫君 |     |        |

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

|      |       |       |        |
|------|-------|-------|--------|
| 事務局長 | 鈴木尚君  | 事務局次長 | 嶋田淳君   |
| 議事係長 | 吉岡繁樹君 | 主任    | 関口百合子君 |
| 主任   | 高石健太君 |       |        |

出席説明員（29名）

|               |       |         |        |
|---------------|-------|---------|--------|
| 市長            | 尾崎保夫君 | 副市長     | 小島昇公君  |
| 教育長           | 真如昌美君 | 企画財政部長  | 神山尚君   |
| 総務部長          | 矢吹勇一君 | 市民環境部長  | 田村美砂君  |
| 子ども未来部長       | 松本幹男君 | 地域福祉部長  | 吉沢寿子君  |
| 健幸いきいき部       | 川口荘一君 | まちづくり部長 | 田辺康弘君  |
| 教育部長          | 小俣学君  | 教育部参事   | 小野隆一君  |
| 公共施設等マネジメント課長 | 遠藤和夫君 | 秘書広報課長  | 五十嵐孝雄君 |
| 財政課長          | 鈴木俊也君 | 文書課長    | 阿部晴彦君  |
| デジタル政策課長      | 菊地浩君  | 職員課長    | 岩本尚史君  |

市民課長 長井素子君  
産業振興課長 佐伯芳幸君  
介護保険課長 里見拓美君  
新型コロナウイルス感染症  
対策担当課長 中山仁君  
下水道課長 廣瀬裕君  
選挙管理委員会  
事務局 井上昌弘君

課税課長 星野宏徳君  
地域振興課長 石川正憲君  
保険年金課長 岩野秀夫君  
土木公園課長 寺島由紀夫君  
教育総務課長 斎藤謙二郎君

## 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
  - (1) 市長報告
  - (2) 議長報告
- 第 4 第 3号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 5 第 6 2号議案 東大和市個人情報保護法施行条例
- 第 6 第 6 3号議案 東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例
- 第 7 第 6 4号議案 東大和市個人情報保護審議会条例
- 第 8 第 6 5号議案 東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- 第 9 第 6 6号議案 東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 第 6 7号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 第 6 8号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 第 6 9号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 第 7 0号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 14 第 7 1号議案 東大和市遊び場条例の一部を改正する条例
- 第 15 第 7 7号議案 市道路線の認定について
- 第 16 第 7 8号議案 市道路線の認定について
- 第 17 第 7 9号議案 市道路線の変更について
- 第 18 第 8 0号議案 市道路線の一部廃止について
- 第 19 第 7 2号議案 令和 4 年度東大和市一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 20 第 7 3号議案 令和 4 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 21 第 7 4号議案 令和 4 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 22 第 7 5号議案 令和 4 年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 23 第 7 6号議案 令和 4 年度東大和市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 24 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第24まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長（関田正民君） ただいまから、令和4年第4回東大和市議会定例会を開会いたします。

---

○議長（関田正民君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

○議長（関田正民君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） おはようございます。

去る11月25日、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

まず初めに、定例会の会期であります、本日11月30日から12月15日までの16日間といたします。

会議録署名議員は、10番 根岸聡彦議員及び16番 荒幡伸一議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長・議長の諸報告、第3号同意、第62号議案から第71号議案、第77号議案から第80議案、第72号議案から第76号議案を順次審議等した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。

12月1日、2日、5日から7日の5日間は一般質問となります。

8日から14日までは休会とし、その間、常任委員会等を開催いたします。

常任委員会等の日程について申し上げます。

9日、午前9時30分から総務委員会を、12日、午前9時30分から厚生文教委員会を、13日、午前9時30分から建設環境委員会をそれぞれ開催いたします。

また、13日、午後1時30分から議会運営委員会の開催を予定しておりますが、閉会中審査分の請願及び陳情、議員提出議案の提出などの審査案件等がない場合は開催いたしません。

15日、最終日は、追加議案審議、常任委員会等審査報告、議員提出議案審議、閉会中審査分の請願及び陳情の付託、継続審査議決、議員派遣議決の後、閉会となります。

議員提出議案の受付締切りは12月7日、正午となります。

閉会中審査分の請願及び陳情の受付締切りは12月12日、正午となります。

今定例会での一般質問通告者は19名です。

11月24日、正午までに受理した委員会に審査を付託することとなった陳情は3件であります。

以上が、今定例会の日程等について、議会運営委員会で協議いたしました報告となります。

次に、本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策は、令和4年第4回定例会につきましても、3密を避けるべく、傍聴席の北西側の扉及び議長席の裏の扉を常時開放しておくこととし、30分ごとを目安に5分と10分の休憩を交互に取り、小まめに換気を行うことといたします。

また、演壇、議員席、説明員席に飛沫感染防止パネルを引き続き設置いたします。

出席者についてですが、説明員につきましては、一般質問についてのみ、3密を避けるため、答弁の予定がない部長職は退席ができることとし、感染防止対策を取ることといたします。

議員につきましては、採決がございます定例会初日及び最終日については全議員が出席することとし、一般質問についてのみ、3密を避けるため、定足数11名以上を満たすように、各党派等で調整を行うことで、退席

できるものといいたします。

また、会議当日の検温や手指消毒等の徹底と不織布マスクの着用をお願いいたします。

本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、今申し上げたとおりでございます。

皆様の御理解、御協力をよろしくをお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどをお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（関田正民君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

10番 根岸 聡彦 議員

16番 荒幡 伸一 議員

を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（関田正民君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日11月30日から12月15日までの16日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

### 日程第3 諸報告

○議長（関田正民君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 市長報告を申し上げます。

主として、関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げます。

資料のデータを配信いたしましたので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

初めに、8月18日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1のHTTの推進に向けた都の取組についてであります。東京都環境確保条例を改正し、中小規模の建築物について、太陽光発電設備の設置を義務化する制度を設けること等について、東京都から説明がありました。

次に、議事2の新型コロナウイルスワクチン接種等についてであります。3回目接種の状況や4回目接種に係る対象者の拡大等について、東京都から報告、説明がありました。

次に、議事3の図柄入りナンバープレートについてであります。観光振興のため、東京都版の図柄入りナンバープレートを作成し、普及拡大を図ること等について、東京都から説明がありました。

次に、議事4の多摩の振興プラン実績報告2021についてであります。多摩地域の振興のために実施している各種事業に係る令和3年度の実績等について、東京都から説明がありました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、8月26日に東京都市長会議が開催されました。

初めに、議事3の季節性インフルエンザ予防接種助成についてであります。流行が見込まれる季節性インフルエンザに係る予防接種の自己負担額を助成することについて、東京都から説明がありました。

次に、議事4の感染症対応に関する都保健所の在り方検討会（仮称）設置についてであります。新興感染症が発生した際の保健所に求められる体制や業務などを検討する会議を設置したことについて、東京都から報告がありました。

その他の議事につきましては、8月18日開催の東京都市長会役員会における審議と同様であります。

次に、10月19日に東京都市長会役員会が開催されました。

初めに、議事1の東京のDX推進強化に向けた新たな展開についてであります。DXの推進を牽引するため、新団体「GovTech（ガブテック）東京」を設立し、協働体制で臨むことなどについて、東京都から説明がありました。

次に、議事2の多摩地域における自転車ロードレース・イベントの開催についてであります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、多摩地域でロードレースや都民参加型イベントを開催し、自転車の活用促進や地域の魅力を発信することなどについて、東京都から説明がありました。

次に、議事3のHTTの推進に向けた都の取組についてであります。HTTの推進を図るため、東京都環境基本計画を改定することなどについて、東京都から説明がありました。

次に、議事4の新型コロナウイルスワクチン接種等及び議事5の新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザの同時接種についてを一括議題とし、それぞれのワクチン接種に係る状況等について、東京都から報告、説明がありました。

次に、議事6の令和4年人事委員会勧告等の概要についてであります。東京都人事委員会による令和4年10月10日付の勧告内容について、東京都から説明がありました。

次に、議事7の令和5年度東京都予算編成にかかる最重点要望事項（案）についてであります。市長会事務局から、令和5年度東京都予算編成に対する最重点要望事項の提案があり、承認いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、10月25日に東京都市長会が開催されました。

議事1の地方創生SDGs達成への取り組みについてであります。SDGsのゴール達成に向けた先導的な事業を行う自治体を支援することなどについて、内閣府から説明がありました。

その他につきましては、10月19日開催の東京都市長会役員会における審議と同様であります。

以上で、市長報告を終わります。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります、議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（佐竹康彦君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 関田正民君 登壇〕

○議長（関田正民君） 令和4年第3回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

まず初めに、10月21日から22日にかけて、友好都市との交流をさらに推し進めるため、福島県喜多方市を訪問いたしました。

今回は、令和元年以来の3年ぶりの交流訪問となりました。当日は佐竹康彦副議長ほか、二宮由子議員、上林真佐恵議員、根岸聡彦議員、森田博之議員、木戸岡秀彦議員、東口正美議員、中間建二議員、床鍋義博議員、以上9人が参加をいたしました。21日には、喜多方市議会を表敬訪問した後、4月にオープンした「ひとづくり・交流拠点複合施設“アイデミきたかた”」について視察を行いました。

次に、10月28日に第33回東京都道路整備事業推進大会が書面により開催されました。

議事では、大会宣言及び大会決議が承認され、国及び東京都への提案要求活動を行うことが決定されました。

次に、11月8日に東京都北多摩議長連絡協議会研修会が、東京自治会館で開催されました。明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授、湯浅壘道氏により、「新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応等について」と題し、講演が行われました。

次に、11月14日に全国市議会議長会第175回社会文教委員会が全国都市会館で開催されました。

会議に先立って、初等中等教育施策の動向について、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長の堀野晶三氏から講演がありました。

議事では、国に提出する令和5年度社会文教施策等に関する要望書（案）について原案どおり可決をいたしました。なお、決定された要望事項の実現に向け、委員会終了後、正副委員長により国の関係機関に対して要望書を提出し、各委員においては、地元選出国會議員を通じて、国への要望活動を行うことといたしました。

次に、11月21日に東京都市議会議長会定例総会が、東京自治会館で開催されました。

議事では、令和4年8月4日以降の会務報告のほか、全国市議会議長会理事会及び評議員会の会議結果などの報告が行われました。

次に、令和5年度東京都市議会議長会事業計画（案）について、原案どおり決定いたしました。この中で、東京都26市の議員及び事務局職員を対象とした議員研修会を、令和6年の2月に開催する予定であることが提案されました。

続いて、令和5年度同議長会歳入歳出予算（案）及び令和5年度同議長会関係役員（案）が提案されました。次年度会長には国分寺市議会議長、副会長には国立市議会議長とあきる野市議会議長とする内容で提案がありました。

次に、令和4年度東京都市議会議員研修会につきましては、来年の2月6日月曜日に、府中の森芸術劇場において、講師に明治大学政治経済学部教授の牛山久仁彦氏を迎え、「地方自治・地方議会について」を演題として行うとの提案がありました。

以上の内容について、全て承認いたしました。

また、最後に国立市議会の青木議長から、配付いたしました資料1の公共下水道ストックマネジメント計画に基づく改築事業等に対する都の補助率の見直しに関する要望書について提案があり、協議の結果、東京都市議会議長会の総意として、東京都知事宛てに要望書を提出することに決定いたしました。

報告は以上であります。ただいま報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照していただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

〔議長 関田正民君 降壇〕

○副議長（佐竹康彦君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐竹康彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（関田正民君） 以上で、諸報告を終了いたします。

---

#### 日程第4 第3号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（関田正民君） 日程第4 第3号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第3号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市固定資産評価審査委員会委員のうち、小美野和典委員の任期が令和4年12月31日をもって満了となることに伴い、後任の委員を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものであります。

御提案申し上げました小美野和典氏は、東京国税局、税理士事務所等に勤務された後、市内に御自身の税理士事務所を開業され、活躍されております。また、令和2年1月1日から東大和市固定資産評価審査委員会委員を務められております。

このことから、税務について豊富な経験と広い見識を有し、固定資産の評価にも明るく、人望も厚い小美野和典氏が適任と考え、引き続き東大和市固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、ここに御提案を

申し上げる次第であります。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第3号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

---

#### 日程第5 第62号議案 東大和市個人情報保護法施行条例

○議長（関田正民君） 日程第5 第62号議案 東大和市個人情報保護法施行条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました第62号議案 東大和市個人情報保護法施行条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正が令和5年4月から施行されますことから、市独自の保護措置を加えつつ、法で委任された事項等を定めるため、本条例を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、趣旨の規定であります。法の施行に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条は、定義の規定であります。第1項は、条例で使用する用語は、法で使用する用語の例によることを

定めるものであります。第2項は、実施機関を定めるものであります。

第3条は、不開示情報の規定であります。第1項は、開示請求者以外の個人情報の開示されませんが、市の公務員の氏名は開示することを定めるものであります。第2項は、東大和市情報公開条例との整合性を図るため、任意提供情報を不開示情報と定めるものであります。

第4条は、手数料等の規定であります。第1項は、開示請求に係る手数料は無料とするものであります。第2項は、規則で定めるところにより、写しの作成及び送付の費用は請求者の負担とするものであります。第3項は、写しの交付を受ける者が生活保護の被保護者である場合、費用を免除することができることを定めるものであります。

第5条は、開示決定等の期限の規定であります。第1項は、請求から決定までを14日以内とするものであります。第2項は、30日以内に限り延長することができることを定めるものであります。

第6条は、訂正決定等の期限、第7条は利用停止決定等の期限の規定であります。第5条の開示決定等の期限と同様であります。

第8条は、本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置の規定であります。開示請求、訂正請求、または利用停止請求があった場合、特に必要と認めるときは、慎重を期すため、規則で定めるところにより、本人の意思を確認することができることを定めるものであります。

第9条は、審議会への諮問の規定であります。実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、東大和市個人情報保護審議会に諮問することができることを定めるものであります。

第10条は、運用状況の公表の規定であります。市長は、各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、年1回公表することを定めるものであります。

第11条は、規則その他の規程への委任の規定であります。

最後に、附則であります。附則第1条は、条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。

附則第2条は、東大和市個人情報保護条例を廃止するものであります。

附則第3条は、東大和市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置であります。第1項は実施機関の職員等に課せられた義務、第2項は個人情報の開示等、第3項は旧審議会にされた諮問、第4項は旧審議会の委員に課せられた義務、第5項及び第6項は罰則に関する経過措置を定めるものであります。

附則第4条は、旧条例の規定が失効する前の違反行為の処罰につきましては、失効後も、なお従前の例によると定めるものであります。

附則第5条は、東大和市暴力団排除条例の一部改正であります。廃止する東大和市個人情報保護条例を引用しているため、所要の修正を加えるものであります。

なお、議案資料といたしまして、東大和市個人情報保護法施行細則（案）を御配付しております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、総務委員会に審査を付託いたします。

---

日程第6 第63号議案 東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例

○議長（関田正民君） 日程第6 第63号議案 東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第63号議案 東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

現在、審査会の組織・運営に関しては、東大和市情報公開条例に定めるとともに、審査請求に係る調査権限等を情報公開条例及び個人情報保護条例にそれぞれ規定しております。

個人情報保護条例の廃止に伴い、2つの条例に規定している調査権限等を一本化するなど、より分かりやすく整理するため、本条例を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

なお、現在の2つの条例と内容に変更はありません。

第1条は、設置の規定であります。情報公開及び個人情報保護の適正かつ公正な運営を確保するために設置するものであります。

第2条は、所掌事務の規定であります。諮問に応じて審査請求を調査審議するほか、情報公開の重要事項に関して意見を述べることを定めるものであります。

第3条は、組織の規定で、委員5人以内とするものであります。

第4条は、委員の任期の規定で、3年とするものであります。

第5条は、会長の規定で、互選によるものであります。

第6条は、審査会の調査権限の規定で、必要な資料の提出、事実の陳述等を求めることができることを定めるものであります。

第7条は、意見の陳述等の規定で、審査請求人等の申出による意見陳述等について定めるものであります。

第8条は、提出資料の閲覧等の規定で、審査請求人等が審査会に対して意見書や資料の閲覧または写しの交付を請求することができることを定めるものであります。

第9条は、審査会の処分等の規定で、簡易迅速な救済を図るため、審査会が行う処分等を審査請求の対象外とすることを定めるものであります。

第10条は、答申書の送付の規定で、審査請求人等に送付し、公表することを定めるものであります。

第11条は、審査手続の非公開の規定で、諮問を受けて行う審査の手続は、公開しないことを定めるものであります。

第12条は、出頭者に対する実費弁償の規定で、審査会の求めに応じて出頭した者には、実費を弁償することを定めるものであります。

第13条は、委員の守秘義務の規定であります。

第14条は、規則への委任の規定であります。

最後に、附則であります。附則第1条は、条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。ただし、附則第2条の規定は、公布の日からとするものであります。

附則第2条は、施行日前においても委嘱できることを定め、この場合においては、施行日に委嘱を受けたものとみなすものであります。

附則第3条は、東大和市情報公開条例の一部改正であります。審査会を規定する第4章を削除するものであります。

附則第4条は、情報公開条例の一部改正に伴う経過措置であります。第1項は、改正前の条例の規定による旧審査会の委員は、施行日に委嘱を受けたものとみなすものであります。第2項は、旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなすものであります。

第3項は、旧審査会の委員の守秘義務を定めるものであります。

なお、議案資料といたしまして、東大和市情報公開・個人情報保護審査会規則（案）を御配付しております。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、総務委員会に審査を付託いたします。

ここで5分間休憩いたします。

午前10時 休憩

---

午前10時 4分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第7 第64号議案 東大和市個人情報保護審議会条例

○議長（関田正民君） 日程第7 第64号議案 東大和市個人情報保護審議会条例、本案を議題に供します。提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第64号議案 東大和市個人情報保護審議会条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

東大和市個人情報保護法施行条例の施行に伴い、東大和市個人情報保護条例が廃止され、東大和市個人情報保護審議会は設置根拠を失います。東大和市個人情報保護審議会を設置するため、本条例を御提案申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

なお、基本的に現在の内容と変更はございません。

第1条は、設置の規定であります。個人情報の適正な取扱いを確保するために設置するものであります。

第2条は、所掌事務の規定であります。諮問に応じて調査審議し答申するものであります。個人情報の委託等について諮問を要件とする条例を定めることが認められなくなりますが、市では、個人情報保護制度の重要事項につきまして必要に応じて諮問してまいります。

第3条は、委員の規定であります。第1項は、学識経験者4人以内、市民4人以内の委員8人以内とするものであります。第2項は、委員の任期を2年と定めるものであります。

第4条は、委員の守秘義務の規定であります。

第5条は、規則への委任の規定であります。

最後に、附則であります。附則第1項は、条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。ただし、附則第3項の規定は、公布の日からとするものであります。

附則第2項は、廃止前の条例の規定による旧審議会の委員は、施行日に委嘱を受けたものとみなすものであります。

附則第3項は、施行日前においても委嘱できることを定めるものであります。

なお、議案資料といたしまして、東大和市個人情報保護審議会規則（案）を御配付しております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、総務委員会に審査を付託いたします。

---

#### 日程第8 第65号議案 東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

○議長（関田正民君） 日程第8 第65号議案 東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第65号議案 東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

東京都の制度を参考に、公務に有用な専門的知識経験または優れた識見を有する民間人材等を任期を定めて採用し、給与の特例に関する事項を定めるため、本条例を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、趣旨の規定であります。地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定め

るものであります。

第2条は、定義の規定であります。条例で使用する用語は、法で使用する用語の例によることと定めるものであります。

第3条及び第4条は、職員の任期を定めた採用の規定であります。

第3条第1項は、高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する者を、特定任期付職員として、選考により任期を定めて採用することができるものと定めるものであります。第3条第2項は、専門的な知識経験を有する者を、一般任期付職員として、選考により任期を定めて採用することができるものと定めるものであります。

第4条第1項は、一定の期間内に終了が見込まれる業務、または一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事される者を、任期を定めて採用することができるものと定めるものであります。第4条第2項は、前項の業務に任期の定めのない職員を充てた場合において、恒久的な業務に任期付職員を充てることのできるものとしてあります。

第5条は、任期の特例の規定であります。第4条の規定により採用された職員は、任期が3年とされていますが、5年を超えない範囲内で延長することができるものと定めるものであります。

第6条は、任期の更新の規定であります。第1項は、第3条の規定により採用された職員の任期は、採用した日から5年を超えない範囲内で任期を更新することができるものと定めるものであります。第2項は、第4条の規定により採用された職員の任期は、採用した日から3年を超えない範囲内で任期を更新することができるものと定めるものであります。第3項は、任期の更新をする場合は、職員の同意を必要とすると定めるものであります。

第7条は、給与に関する特例の規定であります。第1項は、特定任期付職員に適用する給料表を定めるものであります。第2項は、特定任期付職員の号給を号級別基準職務表に従い格付をし、給料を支給しなければならないことを定めるものであります。第3項は、特別の事情により、前2項の規定の適用が困難な場合について定めるものであります。第4項は、第4条の規定により採用された職員の給料月額を定めるものであります。第5項は、第2項の規定による号給の格付及び第3項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならないことを定めるものであります。

第8条は、特定任期付職員に対する給与条例の読替えを定めるものであります。

第9条は、給与条例の適用除外の規定を定めるものであります。第1項は、特定任期付職員の適用除外の規定を定めるものであります。第2項は、一般任期付職員及び第4条の規定により採用された職員の適用除外の規定を定めるものであります。

第10条は、規則への委任の規定であります。

次に、附則につきまして御説明申し上げます。

附則第1項は、条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。ただし、次項の規定は、公布の日からとするものであります。

附則第2項は、本条例の実施のために必要な準備行為を施行前においても行うことができることを定めるものであります。

なお、議案資料といたしまして、東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則(案)を御配付しております。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、総務委員会に審査を付託いたします。

---

日程第9 第66号議案 東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第9 第66号議案 東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第66号議案 東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、公職選挙法施行令が一部改正され、国政選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費、並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費の限度額が引き上げられたことに伴い、同様に限度額を引き上げるための改正を行うものであります。

内容につきまして御説明を申し上げます。

第4条は、選挙運動用自動車の使用に係る公費負担額の規定で、選挙運動用自動車を借り入れる場合の1日当たりの限度額を1万5,800円から1万6,100円に、選挙運動用自動車に燃料を供給する場合の1日当たりの換算額を7,560円から7,700円に、それぞれ改めるものであります。

第8条は、選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額の規定で、1枚当たりの限度額を7円51銭から7円73銭に改めるものであります。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額の規定で、1枚当たりの限度額を525円6銭から541円31銭に、企画費の限度額を31万500円から31万6,250円に、それぞれ改めるものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、施行期日の規定で、この条例の施行日を公布の日からとするものであります。

附則第2項は、適用区分に関する規定で、改正後の規定は、この条例の施行日以後、その期日を告示される東大和市議会議員及び市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された東大和市議会議員及び市長の選挙については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第66号議案 東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第10 第67号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第10 第67号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第67号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、市議会議員の期末手当の支給月数を、一般職の職員に準じて0.1か月引き上げ、年間の支給月数を現行の4.45か月から4.55か月とするものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第8条第2項は、期末手当の額について定めた規定であります。同項で定めております6月及び12月の支給月数を2.225か月から、それぞれ0.05か月引き上げ、特別職の職員と同様に、2.275か月とするものであります。

附則であります。附則第1項は、条例の施行日を公布の日とし、改正後の条例の規定は令和4年6月1日から適用するものであります。

附則第2項は、期末手当の内払いの規定で、改正前に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期

末手当の内払とみなすものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○7番（上林真佐恵君） それでは、2点、お伺いします。

今回のこの期末手当の引上げについては、東京都人事委員会勧告に準ずる一般職の職員の給与改定に準じて市議会議員の特別給、期末手当の支給月数を引き上げるということですが、人事院勧告と連動するという法的根拠があるのかどうか伺います。

それからもう1点、すみません、市議会議員の議員報酬について、こちらの改定が前回いつ行われたのか、お伺いします。

○職員課長（岩本尚史君） まず、1点目の人事院勧告との連動についてでございますが、こちら法的根拠はございません。

2点目でございます。前回は平成8年10月1日、引上げがございましたが、それ以後の改定はございません。以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

市議会議員の報酬が改定されたのが、前回改定されたのが平成8年ということでしたけれども、その当時の一般職員の給与費の1人当たりの額と、昨年、令和3年の額をそれぞれ教えてください。

それから、市民1人当たりの給与収入額についても同様に伺います。

それから、昨今長引くコロナ危機や物価高騰の影響で市民生活が厳しさを増す中で市議会議員の期末手当の引上げということになるとは思いますが、市民の理解が得られると考えているのかどうか、この点の御認識を伺います。

○職員課長（岩本尚史君） 一般職の給与の1人当たりの金額でございますが、平成9年度、手元の資料だと9年度でございます。実際に支払いがされた額は1人当たり752万9,631円という数字になります。

令和3年度でございます。同じく624万2,000円となります。

以上でございます。

○課税課長（星野宏徳君） 次に、市民1人当たりの給与収入額の平成8年当時の額と令和3年の額についてでございますが、平成8年の給与収入額につきましては、翌年度、平成9年度の課税を算定する収入となりますので、平成9年度と令和3年度の給与収入額で御答弁させていただきます。

課税状況調べの数値によりますと、平成9年度の市民1人当たりの給与収入額は約551万6,000円で、令和3年度の給与収入額は約480万2,000円となっております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

○総務部長（矢吹勇一君） 市議会議員の期末手当の引上げに関してでございますが、一般職の職員に準じて引上げ、引下げの提案につきましてこれまでも行っているということで認識しております。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔7 番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。

日本共産党東大和市議団を代表し、第67号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論を行います。

本条例案は、東京都人事委員会勧告に準ずる一般職の職員の給与改定に準じて市議会議員の期末手当の支給月額を0.1か月引き上げるものです。

地方公務員の給与は、原則として人事院勧告の内容に沿った給与改定が行われています。これは地方公務員法第14条規定の情勢適応の原則にのっとり、国家公務員や民間企業と同水準の給料を支給するものであり、法的根拠が明確です。一方、市議会議員の期末手当の改定には法的根拠はありません。

職員や市民の給与が下がっているから議員も同様に下げるべきだとは考えませんが、法的根拠がないからこそ、引上げも含む改定は市民的な議論と理解を深めながら進めることが必要だと考えます。

一般職員の1人当たり給与額は、平成9年度752万9,631円から令和3年度624万2,000円と128万7,631円も下がり、市民の給与も平成9年度551万6,000円から令和3年度480万2,000円と約71万円減っている中、消費税は3度にわたる増税で3%から10%になり、当市では介護保険料や国民健康保険税の連続値上げが行われてきました。さらに、今般のコロナ危機や物価高騰が市民生活をますます厳しくしています。

こうした状況下で、市民的な議論もないまま、法的根拠のない市議会議員の期末手当の引上げを行うことが市民の理解を得られるとは思えないことから、本議案には反対をするものです。

なお、党市議団は、反対してきた期末手当の引上げ分については、議員退職後に市に寄附するため積立てを行っていることを一言申し添えまして、討論を終わります。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第67号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決めます。

---

日程第11 第68号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第11 第68号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第68号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を、一般職の職員に準じて0.1か月引き上げ、年間の支給月数を現行の4.45か月から4.55か月とするものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第3条第2項は、期末手当の額について定めた規定であります。同項で定めております6月及び12月の支給月数を2.225か月から、それぞれ0.05か月引き上げ、市議会議員と同様に、2.275か月とするものであります。

附則であります。附則第1項は、条例の施行日を公布の日とし、改正後の条例の規定は令和4年6月1日から適用するものであります。

附則第2項は、期末手当の内払いの規定で、改正前に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○7番（上林真佐恵君） それでは、2点、伺います。

先ほどの67号議案と同様に、こちらが、今回の期末手当の引上げですけれども、人事院勧告と連動するという法的根拠があるのかどうか、それから前回の特別職の給与改定がいつだったのか、伺います。

○職員課長（岩本尚史君） まず、1点目でございます。法的根拠はございません。

2点目の改定時期は平成8年10月1日となっております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔7 番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。

日本共産党東大和市議団を代表し、第68号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論を行います。

本条例案は、東京都人事委員会勧告に準ずる一般職の職員の給与改定に準じて市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を0.1か月引き上げるものです。

第67号議案の討論でも述べたとおり、職員や市民の給与が下がっているから特別職も同様に下げるべきだとは考えていません。法的根拠がないからこそ、広範な市民の議論と理解の下、その額を決定していく必要があると考えます。今回の期末手当の引上げについては、第67号議案と同様の理由により、市民の理解は得られないと考えることから、反対をするものです。

以上です。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第68号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

## 日程第12 第69号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第12 第69号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第69号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、令和4年度の給与改定に係るものであります。

当市の給与制度につきましては、東京都の給与制度に準拠しているところであります。このため、給与改定につきましては、原則的に東京都人事委員会の勧告に準じておりますことから、給料月額につきましては、初任層の引上げに重点を置いた若年層を中心とする給与表の改定を行うものであります。

また、勤勉手当につきましては、年間支給月数を0.1か月引き上げ、現行の4.45か月から4.55か月とするものであります。再任用職員につきましては、年間支給月数を0.05か月引き上げ、現行の2.35か月から2.4か月とするものであります。

なお、東大和市職員組合との交渉につきましては、労使ともに真摯な協議を重ねた結果、令和4年11月17日に同意をいただいております。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第18条第2項は、勤勉手当の額について定めた規定であります。係長職以下の職員は1.075か月、課長職は1.275か月、部長職は1.375か月とするものであります。また、再任用職員につきましては、係長職以下の職員は0.525か月、課長職及び部長職は0.625か月とするものであります。

次に、別表第1の改正であります。行政職給料表（1）では、1級のうち1号給から76号給までを7,000円から100円までの範囲で引き上げ、2級のうち1号給から49号給までを3,500円から100円までの範囲で引き上げ、3級のうち1号給から39号給までを2,500円から100円までの範囲で引き上げ、4級のうち1号給から11号給までを500円から100円までの範囲で引き上げるものであります。

次に、別表第2の改正であります。行政職給料表（2）では、1級のうち1号給から88号級までを7,000円から100円までの範囲で引き上げ、2級は全ての号級において600円から100円までの範囲で引き上げるものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を公布の日とするものであります。ただし、改正後の条例の規定並びに次項及び附則第3項の規定は、令和4年4月1日から適用するものであります。

附則第2項及び第3項は、令和4年度に支給する勤勉手当の特例の規定で、改正による増額分を12月に一括して支払うための規定であります。

附則第4項は、給与の内払いの規定で、改正前に支払われた給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 御説明ありがとうございます。

共産党としては、市の職員の給料をもっともっと引き上げていくべきだっていう考えですけども、今回、労働組合とも合意ができているというふうに御説明を受けました。

それで、先ほどの御説明で、支給月数は0.1か月引き上げるということで、それから給料表についても引き上げるということでした。御説明で初任層の引上げに重点を置いた若年層を中心とする給料表の改定を行うということで、御説明の中で引上げについて触れられましたけれども、この改定で引下げになる部分はないという理解でいいのか、確認したいと思います。

○職員課長（岩本尚史君） 引下げについてはございません。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第69号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。  
ここで10分間休憩いたします。

午前10時35分 休憩

---

午前10時43分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第13 第70号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（関田正民君） 日程第13 第70号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第70号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年引上げに対応するため、関係する10条例について一括して改正等を行うものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

今回は改正事項が多岐にわたるため、お手元に配付させていただきました第70号議案資料に基づきまして御説明申し上げます。

議案資料の1ページをお開きください。

初めに、本条例によりまして整備する定年引上げの概要を御説明申し上げます。

まず、定年の段階的引上げについてであります。現行で60歳とする職員の定年を令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度に65歳とするものであります。

次に、役職定年制の導入についてであります。定年の段階的引上げに合わせて、役職定年制として管理監督職勤務上限年齢制を導入するものであります。管理監督職に就いている職員は、職員が60歳に達した年度の翌年度以降に、管理監督職以外の役職である係長職へ降任するものであります。

なお、役職定年制の例外として、業務遂行上の事情などにより管理監督職として引き続き勤務させることができる特例任用制度を設けるものであります。

次に、再任用制度の見直しについてであります。現行の再任用制度を令和4年度末で廃止するものであります。また、60歳以降定年前に退職した場合、令和6年度以降、定年退職日相当日まで短時間勤務をする定年前再任用短時間勤務制を導入するものであります。

なお、定年の段階的な引上げ期間中は、年金受給開始年齢である65歳までの継続的な勤務を可能とするために、現行の再任用制度と同様の仕組みである暫定再任用制度を措置するものであります。

次に、給与制度についてであります。当分の間、職員の給料月額を、職員が60歳に達した年度の翌年度以降は7割水準とするものであります。なお、役職定年により降任した場合、7割措置後の給料月額のほか、管理監督職勤務上限年齢調整額が支給されるものであります。

次に、情報提供・意思確認制度の新設についてであります。職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳に達する年度の翌年度以降に適用される任用、給与及び退職手当の制度に係る情報提供を行うものであります。また、60歳に達する年度の翌年度以後の勤務や退職の意思を確認するように努めるものであります。

続きまして、各条文の主な改正内容等を御説明申し上げます。

2ページを御覧ください。

本条例は、第1条から第10条にわたって、合計10条例の改正等を行うものであります。

それでは、改正等の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、東大和市職員の定年等に関する条例の一部を改正するものであります。主な内容は、定年年齢の段階的引上げ、役職定年制、定年前再任用短時間勤務制、情報の提供及び勤務の意思の確認等の規定の追加や地方公務員法の改正に伴う規定及び用語の整備であります。

第2条は、東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。主な内容は、定年制度の改正に伴う職員の給料月額を7割水準とする特例措置に係る規定の追加や地方公務員法の改正に伴う規定及び用語の整備であります。

3ページを御覧いただきたいと存じます。

第3条は、東大和市職員の分限に関する条例の一部を改正するものであります。主な内容は、降給に関する特例措置に係る規定、地方公務員法の改正に伴う規定の整備及び文言整理であります。

第4条は、東大和市職員の懲戒に関する条例の一部を改正するものであります。主な内容は、地方公務員法の改正に伴う文言の整理及び追加であります。

第5条は、東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。主な内容は、地方公務員法の改正に伴う号の追加や用語及び規定の整備であります。

4ページを御覧ください。

第6条は、東大和市職員互助会に関する条例の一部を改正するものであります。主な内容は、地方公務員法の改正に伴う規定の整備であります。

第7条は、東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するものであります。主な内

容は、地方公務員法の改正に伴う規定の整備であります。

第8条は、東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。主な内容は、地方公務員法の改正に伴う用語及び規定の整備であります。

第9条は、東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正するものであります。主な内容は、地方公務員法の改正に伴う号の追加や規定の整備及び文言整理であります。

第10条は、東大和市職員の再任用に関する条例を廃止するものであります。地方公務員法の改正に伴い、再任用に係る規定が東大和市職員の定年等に関する条例等へ規定されることとなり、不要となったことから廃止するものであります。

最後に、附則であります。

議案資料の5ページを御覧ください。

附則第1条は、施行期日の規定で、この条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。ただし、一部の改正規定等につきましては、施行日を公布の日とするものであります。

附則第2条は、勤務延長に関する経過措置について定めるものであります。

附則第3条及び第4条は、定年退職者等の再任用に関する経過措置について定めるものであります。

附則第5条から第7条までについては、令和3年改正法附則第8条第3項から第5項までの規定に基づいて定めるものであります。

附則第8条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置について定めるものであります。

附則第9条は、令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢について定めるものであります。

附則第10条は、東大和市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置について定めるものであります。

附則第11条は、東大和市職員の分限に関する条例の一部改正に伴う経過措置について定めるものであります。

附則第12条は、東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置について定めるものであります。

附則第13条は、東大和市職員互助会に関する条例の一部改正に伴う経過措置について定めるものであります。

附則第14条は、東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置について定めるものであります。

附則第15条は、東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置について定めるものであります。

附則第16条は、東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置について定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○21番（床鍋義博君） この改正は、現在行われている再任用を徐々に廃止して定年延長ということだったんですけども、これによって財政負担はどのように変わっていくのか。増えていくのか、減っていくのか、また同じなのかっていうことを教えてください。

○職員課長（岩本尚史君） 定年延長に係る財政への影響ということでございますが、こちらは試算というレベルでございます。職員1人当たりの費用で考えますと、60歳以降、給料月額7割措置ということがございますが、そちらの給与と現行の再任用フルタイムをしていた場合、比較をすると、1人当たり大体年間で100から150万円の人件費の増額が見込まれると、そのような試算になっております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） そうなると、今現在でさえ非正規職員のほうは正職員と比べて非常に雇用が多いというふうになってると、今後財政負担を考えたときに、その傾向が一層強まるんじゃないかなという懸念があるんですけど、そのあたりはどのように考えていますか。

○職員課長（岩本尚史君） いろいろな影響等が今後出てくると思うんですが、そのあたりは、新規採用職員も、あと途中で経験のある職員を採るなど、バランス考えながら対応していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 幾つか教えてください。

まず、年金支給開始年齢が延長されてる中で、それまでの雇用機会確保ということでいいますと、これは当然の措置というふうに理解してるんですけども、同時に今後の新規採用への影響について具体的にどこら辺まで考えているのかってことを伺います。

それから次に、影響額については分かりましたんで、次伺いますが、高齢者部分休業の制度というのがあるというふうに聞いてるんですが、これなどについての扱いについて伺います。

あと、延長後の賃金月額、今ほど60歳前の7割程度になるというふうに伺ったんですが、当市の給料表でいざばどういう水準に当たるのかってことを教えてください。

○職員課長（岩本尚史君） 1点目の新規採用職員の影響ということでございますが、定年の段階的引上げ期間につきましては、現在と比べて新入職員の採用人数そのものは減少するようになるのかなと考えております。先ほど申し上げましたように、年齢構成に偏りが出ないように、そういう対応は経験者対応も行う中で考えていきたいと思っております。

2点目の高齢者部分休業の制度でございますが、こちらについては当市では導入の予定はございません。

3点目の定年延長後の賃金体系ということでございますが、60歳の誕生日の属する年度の翌年度、61歳以降の職員の給料月額につきましては、改めて給料表を別途作成するものではなく、現行の給料表に60歳時点での各自の表の7割水準と、そういった対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[5 番 森田真一君 登壇]

○5番(森田真一君) 第70号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に、賛成の立場で討論いたします。

本来であれば、この年金支給開始年齢自体がどんどん繰り延べられていくということ自体を本当に考えなければいけないところではありますが、この議案との関係では、年金支給開始年齢が実際に延長されている中で、それまでの間の雇用機会確保のために定年が延長されること自体は当然の措置であると考えます。

延長後の賃金月額については、当面の間、60歳前の7割程度ということになりますが、本来は同一労働同一賃金の観点から、この賃金カーブは速やかに是正されるべきものと考えます。また、長年の経験を生かしつつ、個々の体力に見合った多様な働き方を保障することも必要かと思えます。現在実施をされていない高齢者部分休業の制度などの導入もぜひ検討していただくように求めて、これらの点を指摘して、本条例案に賛成をいたします。

以上です。

[5 番 森田真一君 降壇]

○議長(関田正民君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(関田正民君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第70号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(関田正民君) 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第14 第71号議案 東大和市遊び場条例の一部を改正する条例

○議長(関田正民君) 日程第14 第71号議案 東大和市遊び場条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長(小島昇公君) ただいま議題となりました第71号議案 東大和市遊び場条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、令和5年3月31日をもって、立野子ども広場を廃止することに伴い、御提案申し上げるものであります。

立野3丁目1214番地の1に設置しております立野子ども広場につきましては、個人の所有地を賃貸借契約により借り上げ、設置しておりますが、このたび地権者より契約解除の申出がありましたことから廃止するものであります。

内容につきまして御説明を申し上げます。

別表の立野子ども広場の項を削るものであります。

附則であります。条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○17番（木戸岡秀彦君） それでは、2点ほど質疑をさせていただきます。

この立野こども広場、廃止されるということは残念なことなんですけれども、この広場に関しては、私が見る限りは利用者も多く、また来年には近隣に100所帯以上のマンションが建設をされ、2月から3月にかけて入居が始まります。またさらに利用者が増えると予想されますけれども、廃止した後の対策を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、子供たちの遊び場として、広場前に第八小学校の芝のグラウンドがありますけれども、これを開放して使用することができないのか、お伺いをいたします。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 私のほうからは、最初の前段の部分についてお答えさせていただきます。

廃止した後の対策についてということでございますが、付近にこども広場として活用できるような市の土地はなく、また個人の土地を借りることも新たな財政負担となるため考えてございません。

立野こども広場につきましては、遊具中心の広場でございます。現在付近の公園としまして立野東公園、立野南公園、緑野公園の3つの公園がございます。今後、これらの3公園の遊具等を更新し充実させることによりまして、子供たちの利用を促し、子供の遊び場の確保及び充実を図ってまいりたいと考えてございます。

なお、近隣に大型マンションが現在建築されてございますが、開発区域内に自主管理公園ができる予定でございます。マンション居住者の利用としても対応できるものと考えてございます。

以上でございます。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 第八小学校のグラウンドの開放についてでございますが、第八小学校の校庭におきまして芝生となつてございまして、その芝生を養生するために立ち入らない期間を設ける必要があること、あと社会教育団体の利用が不定期にございますことなどから、開放する場合の時間が不規則になってしまう。あと、そのほかには開放時に学校に関係のない人物の侵入を防ぐために、校舎の施錠や最後に門を施錠するタイミング、それらに対応する人員確保、そのほかには開放中の安全管理など、課題が多いことから、現時点におきましてはなかなか難しいものと認識してございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 御答弁ありがとうございました。

近隣に公園があるということで、遊具の更新ということで、ぜひこういった利用を促すということで、ぜひ広報していただきたいと思います。

また、八小のグラウンドに関しては、芝生で自由に使えればいいのかと思っております。やっぱり管理等でかなり厳しいという状況でしたけども、今後状況を見てやはり検討することも考えていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○7番（上林真佐恵君） 今御答弁を伺っていて、周りの近隣の公園の遊具を充実していくってことだと思うんですけど、もう少し具体的にスケジュールというか、この立野こども広場の廃止等の空白期間というか、その辺のようになるのか、見通しがあれば教えていただきたいと思います。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 今後のスケジュールということについてでございますが、令和5年3月31日

で廃止をする予定でございまして、その後につきましては、今後の公園等の整備の中で優先順位を考えながら遊具の更新をしていくものでございまして、現在の段階では、この3つの公園のうちどこからというのはございませんが、どこからか1か所を優先して更新をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 内容は大体分かりましたけれども、大人の事情ということだと思います。子供たち、利用している子供たちへの周知は事前にしっかりしていただきたいと思いますが、子供にも分かるような周知はどのようにされるか伺います。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 今日、条例のほう御承認いただけましたら、今後、現地のほうに掲示をしたいと思っております。2月下旬、もしくはその前後ぐらいから工事に入りますので、その辺のお知らせについてもしっかりと周知していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第71号議案 東大和市遊び場条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第15 第77号議案 市道路線の認定について

○議長（関田正民君） 日程第15 第77号議案 市道路線の認定について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第77号議案 市道路線の認定につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、芋窪4丁目の宅地開発事業により築造されました道路が、市に寄附され、認定外道路第7の18号線

と接続したことから、道路法第8条第1項の規定に基づき、当該宅地開発事業により築造された道路と、これに接続する認定外道路第7の18号線を新たに、市道路線として認定するものであります。

認定する路線は、市道第1587号線で、起点が芋窪4丁目1424番7先、終点が芋窪4丁目1421番14先、幅員は5.00メートルで、延長は118.74メートルであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

---

#### 日程第16 第78号議案 市道路線の認定について

○議長（関田正民君） 日程第16 第78号議案 市道路線の認定について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第78号議案 市道路線の認定につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、先ほどの第77号議案で市道第1587号線が市道として認定される予定であることに伴い、これに接続する認定外道路第7の19号線を道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線として認定するものであります。

認定する路線は、市道第1588号線で、起点が芋窪4丁目1423番4先、終点が芋窪4丁目1423番3先、幅員は5.00メートルで、延長は49.51メートルであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

---

#### 日程第17 第79号議案 市道路線の変更について

○議長（関田正民君） 日程第17 第79号議案 市道路線の変更について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第79号議案 市道路線の変更につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、先ほどの第77号議案で市道第1587号線が市道として認定される予定であることに伴い、これに接続する市道路線を道路法第10条第2項の規定に基づき、認定外道路第7の16号線の終点部まで延長し、変更するものであります。

変更する路線は、市道第1592号線で、終点を芋窪4丁目1424番2先から芋窪4丁目1424番10先に、延長を89.78メートルから167.83メートルに変更するものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

---

#### 日程第18 第80号議案 市道路線の一部廃止について

○議長（関田正民君） 日程第18 第80号議案 市道路線の一部廃止について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第80号議案 市道路線の一部廃止につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、市道に隣接する土地所有者から、市道の一部廃止及びこれに伴う払下げ申請が提出され、行き止まり道路であり、一般の通行者の利用もなく、一部廃止による通行の影響がないと認められることから、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線の一部を廃止するものであります。

一部廃止する路線は、市道第1460号線で、起点が蔵敷2丁目626番2先、終点が蔵敷2丁目615番先、幅員は0.91から4.50メートルで、延長は137.32メートルであります。道路終点部分の延長5.82メートルを廃止するものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

ここで5分間休憩いたします。

午前11時13分 休憩

---

午前11時19分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第19 第72号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第8号）

○議長（関田正民君） 日程第19 第72号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第8号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第72号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和4年度の予算執行も下半期となり、残り数か月の執行期間となってまいりましたが、職員の人事異動等に伴います各科目の職員人件費の増減、燃料価格の高騰等に伴う光熱水費、障害者に係る自立支援給付費、保健センター空調設備更新工事費、市民プール流水プール等改修工事費などについて、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,006万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ395億5,204万9,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加及び変更は、第2表債務負担行為補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第1款の市税は5億6,584万9,000円の増額で、市民税個人及び法人の現年課税分の増額であります。

第15款の国庫支出金は9,241万6,000円の増額で、障害者自立支援給付費等負担金及び個人番号カード交付事務費補助金等の増額であります。

第16款の都支出金は7,489万8,000円の増額で、障害者自立支援給付費等負担金及び都市計画道路3・4・17号線用地買収事業費補助金の増額等であります。

第19款の繰入金金は4億7,947万6,000円の減額で、財政調整基金及び公共施設等整備基金とりくずしの減額及び下水道事業会計繰入金の計上であります。

第21款の諸収入は3,637万6,000円の増額で、地球環境力活性化事業補助金の増額及び多摩・島しょ行政手続のオンライン化・事務処理効率化推進事業助成金等の計上であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の議会費は248万7,000円の増額で、職員人件費及び議会運営費の増額であります。

第2款の総務費は4,480万4,000円の増額で、庁舎管理費及び情報システム管理・運営事業費の増額等によるものであります。

第3款の民生費は1億6,045万2,000円の増額で、自立支援給付費等事業費の増額及び職員人件費の減額等であります。

第4款の衛生費は3,062万円の増額で、保健センター運営費及び野火止水保全対策事業費の増額等であります。

第6款の農林業費は37万3,000円の増額で、職員人件費及びファーマーズセンター運営費の増額であります。

第7款の商工費は4,137万9,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症対策事業費及び観光推進事業費の減額等であります。

4ページを御覧いただきたいと存じます。

第8款の土木費は4,741万7,000円の増額で、公園・緑地管理費及びこども広場管理費の増額等であります。

第9款の消防費は3,078万8,000円の減額で、消防事務委託費の減額であります。

第10款の教育費は7,607万7,000円の増額で、体育施設運営費及び学校給食センター運営費の増額等であります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表債務負担行為補正で、1の追加であります。

1つ目は、保健センター空調設備更新工事で、期間を令和5年度までとし、限度額は2,283万8,000円であります。

2つ目は、市民プール流水プール等改修工事で、期間を令和5年度までとし、限度額は1,931万5,000円であります。

3つ目は、市民プールプールサイド改修工事で、期間を令和5年度までとし、限度額は875万3,000円あります。

次に、2の変更であります。

変更する事項は、市民プールろ過装置改修工事で、ろ過装置に新たに流水器を設置することに伴いまして、限度額を488万6,000円から649万2,000円に変更するものであります——申し訳ございませんでした。新たに量水器を設置するというところでございます。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○企画財政部長（神山 尚君） それでは、補正予算事項別明細書につきまして御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

初めに、歳入であります。

1 款市税、1 項市民税は 5 億 6,584 万 9,000 円の増額であります。

1 目個人、1 節現年課税分は 3 億 8,251 万円の増額であります。普通徴収分は 9,880 万 2,000 円、給与特別徴収分は 2 億 8,370 万 8,000 円の増額であります。

2 目法人、1 節現年課税分は 1 億 8,333 万 9,000 円の増額であります。市民税は、個人、法人とも、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し予算額を見込んでおりましたが、想定よりも影響が限定的であったことによるものであります。

9 ページをお開きください。

15 款国庫支出金は 9,241 万 6,000 円の増額であります。

1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、1 節社会福祉費負担金は 8,720 万 9,000 円の増額であります。対象経費の見込み増によります障害者自立支援給付費等負担金の増額であります。

2 項国庫補助金は 520 万 7,000 円の増額であります。

1 目総務費国庫補助金は 512 万 7,000 円の増額であります。

1 節総務管理費補助金は 77 万円の増額であります。マイナポイント事業費補助金の増額であります。

2 節戸籍住民基本台帳費補助金は 435 万 7,000 円の増額であります。個人番号カード交付事務費補助金の増額であります。

2 目民生費国庫補助金、1 節社会福祉費補助金は 8 万円の増額であります。地域生活支援事業費補助金の増額であります。

11 ページをお開きください。

16 款都支出金は 7,489 万 8,000 円の増額であります。

1 項都負担金、1 目民生費都負担金、1 節社会福祉費負担金は 4,360 万 4,000 円の増額であります。対象経費の見込み増によります障害者自立支援給付費等負担金の増額であります。

2 項都補助金は 3,129 万 4,000 円の増額であります。

2 目民生費都補助金は 191 万 4,000 円の増額であります。

1 節社会福祉費補助金は 41 万 4,000 円の増額であります。

福祉推進課の保護施設等の衛生管理体制確保支援事業補助金は 37 万 5,000 円の計上ですが、社会福祉協議会における新型コロナウイルス感染症対策用品購入費に係る補助金の計上であります。

障害福祉課の地域生活支援事業費補助金は 3 万 9,000 円の増額であります。対象経費の増によるものであります。

地域包括ケア推進課の高齢社会対策包括補助事業補助金は 2,060 万 1,000 円の増額で、次の高齢者見守り相談窓口設置事業補助金は同額の減額となります。歳入予算の組替えであります。

2 節児童福祉費補助金は 150 万円の増額であります。保育所における学校 110 番機器の取替支援に係る子供家庭支援包括補助事業補助金の増額であります。

3 目衛生費都補助金、1 節保健衛生費補助金は 38 万 8,000 円の増額であります。東大和リビングラボ・快腸プロジェクトに係る医療保健政策包括補助事業補助金の増額であります。

6 目土木費都補助金、2 節都市計画費補助金は 2,475 万円の増額であります。都市計画道路 3・4・17 号線用地買収事業費補助金の増額であります。

8 目教育費都補助金は 424 万 2,000 円の増額であります。

1 節教育総務費補助金は213万6,000円の増額であります、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、スクール・サポート・スタッフの配置時間数を増やすことによるスクール・サポート・スタッフ配置事業補助金の増額であります。

5 節保健体育費補助金は210万6,000円の増額であります、地域スポーツの推進に係る区市町村スポーツ実施促進事業費補助金の計上であります。

13ページをお開きください。

19款繰入金は4億7,947万6,000円の減額であります。

1 項基金繰入金は4億7,983万9,000円の減額であります。

1 目 1 節財政調整基金繰入金は1億2,983万9,000円の減額であります。

一般会計補正予算（第8号）の財源調整としまして、財政調整基金とりくずしを減額するものであります。

3 目 1 節公共施設等整備基金繰入金は3億5,000万円の減額であります、市税の上振れに伴います基金とりくずしの減額であります。

2 項特別会計繰入金は36万3,000円の増額であります。

6 目 1 節下水道事業会計繰入金も同額の計上ですが、令和3年度剰余金の精算に伴う繰入金の計上であります。

15ページをお開きください。

21款諸収入、5 項 1 目 1 節雑入は3,637万6,000円の増額であります。

デジタル政策課の多摩・島しょ行政手続のオンライン化・事務処理効率化推進事業助成金は1,000万円の計上ですが、デジタル化推進支援業務委託等に対する東京都市長会からの助成金の計上であります。

環境対策課の地域環境力活性化事業補助金は2,637万4,000円の増額ですが、狭山緑地及び野火止用水等のナラ枯れに伴う樹木の維持管理事業及びアライグマ・ハクビシンの防除事業に係る東京都環境公社からの補助金の増額であります。

介護保険課の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策推進事業補助金返還金は2,000円の計上ですが、過年度の精算によるものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は2億9,006万3,000円の増額で、補正後の予算額は395億5,204万9,000円となるものであります。

17ページをお開きください。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目議会費は248万7,000円の増額であります。

1 の職員人件費は131万2,000円の増額であります。職員等の人件費の補正につきましては、ここで一括して説明させていただきます。

恐れ入りますが、65ページをお開きください。

補正予算給与費明細書であります。

初めに、1 の特別職の表であります。一番左が区分であります、この一番下に比較の欄があります。その中の「長等」の行を御覧ください。

市長等の期末手当の年間支給率を4.45月から4.55月に0.1月分引き上げることに伴い、期末手当を29万円増額するものであります。

その下の「議員」の行であります。同様に期末手当を117万5,000円増額するものであります。

次に、66ページの一番上、2、一般職の（1）総括の表であります。

一番下の比較の行を御覧ください。

給与費のうち報酬は269万9,000円の増額、給料は8,486万円の減額、職員手当等は7,536万8,000円の増額であります。また、共済費は3,255万円の減額で、合計では3,934万3,000円を減額するものであります。

67ページをお開きください。

ア、会計年度任用職員以外の職員の表であります。

一番下の比較の行を御覧ください。

給与費のうち給料は8,486万円の減額、職員手当等は7,531万9,000円の増額。また、共済費は3,255万円の減額で、合計では4,209万1,000円を減額するものであります。これらは、職員の欠員などによる減額、給与改定による0.1月分の勤勉手当の引上げや時間外勤務手当の増額などを反映したものであります。

次に、68ページのイ、会計年度任用職員の表であります。

一番下の比較の行を御覧ください。

給与費のうち報酬は269万9,000円の増額、職員手当等は4万9,000円の増額であります。合計では274万8,000円を増額するものであります。これは、主に最低賃金の引上げに伴う報酬の増額を反映したものであります。

69ページをお開きください。

（2）給料及び職員手当等の増減額の明細の表であります。

一番上の給料につきましては8,486万円の減額で、主に職員の欠員による減分であります。

職員手当等は7,531万9,000円の増額で、内訳としましては、給与改定に伴う増分が1,599万3,000円、職員の異動等による増分が356万円、時間外勤務手当の増分が5,576万6,000円であります。

職員等の人件費の説明は以上であります。これ以降の説明につきましては、職員人件費及び会計年度任用職員報酬は省略をさせていただきます。

恐れ入りますが、19ページにお戻りください。

2款総務費は4,480万4,000円の増額であります。

1項総務管理費は5,289万3,000円の増額であります。

21ページをお開きください。

5目会計管理費です。

1の会計事務費は77万2,000円の増額であります。公金収納業務の集約化に係る公金収納業務委託料等の増額であります。

6目財産管理費は1,778万5,000円の増額であります。

1の庁舎管理費は1,776万4,000円の増額であります。燃料価格の高騰に伴う光熱水費の増額等であります。

7目企画費は5万3,000円の増額であります。

3のまち・ひと・しごと創生事業費は2万9,000円の増額であります。東京都による多摩・島しょ移住セミナー開催に伴う登壇者謝礼の計上であります。

23ページをお開きください。

10目電算管理費は1,453万5,000円の増額であります。

1の情報システム管理・運営事業費は1,376万5,000円の増額であります。グループウェア更新及び医療扶助のオンラインによる資格確認導入に係る電算機器設定等委託料や、基幹系システムの更新に係る基幹系システム等修正委託料の増額であります。

2の社会保障・税番号制度推進事業費は77万円の増額であります。マイナポイントの出張申請支援窓口開設に係るマイナポイント予約・申込支援業務委託料の増額であります。

13目市民センター費は1,189万円の増額であります。

2の奈良橋市民センター管理費から、25ページをお開きください。12の新堀地区会館管理費までは、主に燃料価格の高騰に伴う光熱水費の増額や、老朽化に伴います施設修繕料の増額等であります。

13の清原市民センター管理費は223万4,000円の増額であります。主に燃料価格の高騰に伴う光熱水費の増額と、施設内への防犯カメラ設置に係る防犯カメラ購入費の計上であります。

27ページをお開きください。

15目諸費は48万6,000円の増額であります。

5の福祉関係返還金は48万4,000円の増額、14の衛生関係返還金は2,000円の増額であります。いずれも過年度の精算に伴う返還金の増額であります。

2項徴税費は577万2,000円の減額であります。

2目賦課徴収費は243万3,000円の増額であります。

1の賦課事務費は173万6,000円の増額であります。税制改正等に伴う基幹系システム等修正委託料の増額であります。

29ページをお開きください。

2の徴収事務費は69万7,000円の増額であります。公金収納業務の集約化に係るコンビニエンスストア収納用回線接続試験業務委託料及び共通納税システム収納データ連携委託料の計上であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費は43万7,000円の減額であります。

2の戸籍事務費は4万円の増額であります。レジスターとのデータ連携用端末の更新に伴う電算機器設定委託料の計上であります。

4の個人番号カード交付関係事務費は435万7,000円の増額であります。個人番号カードの出張支援窓口の開設に伴う個人番号カード交付申請支援業務委託料の計上であります。

1ページ飛びまして、33ページをお開きください。

3款民生費は1億6,045万2,000円の増額であります。

1項社会福祉費は1億7,535万4,000円の増額であります。

1目社会福祉総務費は59万2,000円の増額であります。

2の国民健康保険事業特別会計繰出金は209万円の減額、3の介護保険事業特別会計繰出金は257万6,000円の増額、4の後期高齢者医療特別会計繰出金は215万円の増額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

10の東大和市社会福祉協議会運営・補助事業費は47万6,000円の増額であります。手すり等の塗装の補修に伴う施設修繕料の計上であります。

35ページをお開きください。

23の新型コロナウイルス感染症対策事業費は50万1,000円の計上であります。社会福祉協議会における感

感染症防止用品の購入に対する衛生管理体制確保支援事業補助金の計上であります。

4目障害者福祉費は1億7,475万9,000円の増額であります。

3の自立支援給付費等事業費は1億7,460万円の増額であります。共同生活援助や就労継続支援B型の利用者の増等に伴う自立支援給付費等の増額であります。

5の地域生活支援事業費は15万9,000円の増額であります。サービス利用者の増に伴う訪問入浴サービス委託料の増額であります。

2項児童福祉費は3,037万9,000円の減額であります。

1目児童福祉総務費は8万5,000円の減額であります。

6の乳幼児医療費助成事業費と、37ページをお開きください、7の義務教育就学児医療費助成事業費は、いずれも27万5,000円の増額であります。東京都が医療証の様式を変更したことに伴う電算システム修正等委託料の計上であります。

2目児童措置費は159万4,000円の増額であります。

2の保育園事業費は150万円の増額であります。保育所における学校110番機器の更新に対する学校110番機器取替支援事業補助金の計上であります。

4目子育て支援費です。

1の子ども家庭支援センター運営費は33万円の増額であります。自動ドアの経年劣化に伴う施設修繕料の増額であります。

39ページをお開きください。

6目児童館費、6のきよはら児童館運営費は19万円の増額、7目学童保育所費、1の学童保育所運営費は37万5,000円の増額であります。いずれも燃料価格の高騰に伴う光熱水費の増額であります。

8目心身障害児通所施設費は1,486万4,000円の減額であります。職員人件費の補正のほか、光熱水費を増額するものであります。

1ページ飛びまして、43ページをお開きください。

4款衛生費は3,062万円の増額であります。

1項保健衛生費は2,271万7,000円の増額であります。

1目保健衛生総務費は745万1,000円の減額であります。

2の保健事業費は24万2,000円の増額であります。医療救護所用資器材の更新に伴う医薬材料費の計上であります。

4の成人保健事業費は66万円の増額であります。子宮頸がん検診の検体回収回数に伴う、新たなステージに入ったがん検診総合支援事業委託料の増額であります。

5の栄養指導事業費は38万9,000円の増額であります。東大和リビングラボ・快腸プロジェクトの総括及び啓発事業に係る印刷製本費の増額等であります。

45ページをお開きください。

3目保健センター費、1の保健センター運営費は1,530万円の増額であります。老朽化に伴う空調設備更新工事費の計上等であります。

6目環境衛生費、1の害虫等駆除事業費は60万1,000円の増額であります。アライグマ・ハクビシン防除等委託料の増額であります。

7目環境保全費、5の野火止用水保全対策事業費は1,426万7,000円の増額であります、ナラ枯れ被害樹木の伐採等に係る野火止用水維持管理委託料の増額であります。

47ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費は37万3,000円の増額であります。

4目園芸振興費です。

2のファーマーズセンター運営費は10万3,000円の増額であります、燃料価格の高騰に伴う光熱水費の増額であります。

49ページをお開きください。

7款1項商工費は4,137万9,000円の減額であります。

2目商工振興費です。

5の新型コロナウイルス感染症対策事業費は3,974万円の減額であります、事業費の確定に伴う中小企業者等燃料費支援事業補助金の減額であります。

3目観光費、1の観光推進事業費は390万円の減額であります、今年度のうまかんべえ～祭の中止に伴う、うまかんべえ～祭実行委員会運営費補助金の減額であります。

51ページをお開きください。

8款土木費は4,741万7,000円の増額であります。

2項道路橋りょう費です。

1目道路維持費、3の交通安全施設管理費は250万7,000円の増額であります、燃料価格の高騰に伴う光熱水費の増額及び点検等に伴う施設修繕料の増額であります。

3項都市計画費は6,148万5,000円の増額であります。

1目都市計画総務費は1,186万1,000円の増額であります。

3の都市計画事務費は91万7,000円の増額であります、都市マスタープラン改定アドバイザー業務委託料の計上であります。

53ページをお開きください。

2目下水道費、1の下水道事業会計繰出金は376万円の減額であります、今回の下水道事業会計の補正予算に伴うものであります。

3目公園費は5,338万4,000円の増額であります。

1の公園・緑地管理費は3,988万4,000円の増額であります、ナラ枯れ被害樹木の伐採等に係る公園等維持管理委託料及び狭山緑地植生維持管理委託料の増額であります。

3のこども広場管理費は1,350万円の増額であります、ナラ枯れ被害樹木の伐採等に係るこども広場維持管理委託料の増額及び土地の返還に伴う立野こども広場原状回復工事費の計上であります。

55ページをお開きください。

9款1項消防費、1目常備消防費、1の消防事務委託費は3,078万8,000円の減額であります、令和4年度の委託料が確定したことに伴う消防事務委託料の減額であります。

57ページをお開きください。

10款教育費は7,607万7,000円の増額であります。

1項教育総務費は1,063万8,000円の増額であります。

3目教育指導費は467万4,000円の増額であります。

13の教育センター運営費は15万7,000円の増額であります、燃料価格の高騰に伴う光熱水費の増額であります。

14の情報教育推進事業費は224万3,000円の増額であります、特別支援学級の児童・生徒数の増が見込まれることから、タブレット端末を追加購入するための電算機器等購入費の計上であります。

15の学力・授業力向上推進事業費は227万4,000円の増額であります、スクール・サポート・スタッフの配置時間数の増に係る会計年度任用職員報酬等の増額であります。

59ページをお開きください。

2項小学校費、1目学校管理費、1の小学校運営費は1,969万5,000円の増額、3項中学校費、1目学校管理費、1の中学校運営費は607万2,000円の増額であります、いずれも燃料価格の高騰に伴う光熱水費の増額であります。

4項社会教育費は1,388万8,000円の減額であります。

61ページをお開きください。

2目公民館費は330万5,000円の増額であります。

1の中央公民館事業費は261万5,000円の増額、4の蔵敷公民館事業費は64万9,000円の増額、4目郷土博物館費、1の郷土博物館管理費は267万7,000円の増額であります、いずれも燃料価格の高騰に伴う光熱水費の増額であります。

5項保健体育費は5,356万円の増額であります。

63ページをお開きください。

2目体育施設費、1の体育施設運営費は2,390万5,000円の増額であります、シャワー室の漏水に伴う市民体育館地下防水改修工事費の計上のほか、市民プールの、ろ過装置改修工事費の増額、塗装面の老朽化に伴う流水プール等改修工事費、新規の注水量を計測する量水器設置工事費及びプールサイド改修工事費の計上であります。

3目学校給食費は2,823万6,000円の増額であります。

2の学校給食センター運営費は2,574万6,000円の増額であります、主に燃料価格の高騰に伴う光熱水費の増額であります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は2億9,006万3,000円の増額で、補正後の予算額は395億5,204万9,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

---

午後 1時28分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副市長（小島昇公君） 先ほどの第72号議案 令和4年度一般会計補正予算（第8号）の提案理由の中で説明の一部に誤りがございました。大変申し訳ございませんでした。訂正をさせていただきたいと存じます。

補正予算書2ページの歳入の第21款諸収入の増額の内訳といたしまして、本来は地域環境力活性化事業補助金と申し上げるべきところを、地球環境力活性化事業補助金と発言をいたしました。おわびして訂正させていただきますと存じます。

以上でございます。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（関田正民君） 質疑を行います。

○7番（上林真佐恵君） 1点、お伺いします。

補正予算書58ページの学力・授業力向上推進事業費のところ、スクール・サポート・スタッフの配置時間数が増ということでしたけれども、各校に均等に振り分けられるようなものなのか、もしくは各学校の御要望に沿ったものなのか、そのあたり教えていただければと思います。

○教育部参事（小野隆一君） 補正予算書58ページ、15、学力・授業力向上推進事業費についてでございます。

スクール・サポート・スタッフ配置事業、追加希望調査ということで、市内7校から希望がございました。そしてその学校の希望の配置時間どおりに時間配置がされているという内容でございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 何点が質疑させていただきます。

補正予算書24ページ、情報システム管理・運営事業費の委託料、マイナポイント予約・申込支援業務委託料の増額ですけれども、先ほどの御説明だとマイナポイントの予約を出張でやっていただけるようなお話をしていたと思うんですけれども、この具体的な内容をお聞きしたいと思います。

続きまして、予算書30ページの個人番号カード交付関係事務費のところでございますけれども、ここも出張でしていただけるというふうに伺ったんですけれども、このことも具体的に教えていただきたいのと、今マイナンバーカードの申請窓口が混んでいるようにお見受けできるんですけれども、現在の交付状況についてもお聞かせいただければと思います。

続きまして、補正予算書44ページの新たなステージに入ったがん検診の増額補正ですけれども、ちょっと先ほど子宮がんのつという話がありましたけれども、もう少し具体的に、なかなかこのがん検診が受診率を伸ばすことがなかなか難しい中でここが増額になってるってことは、検診を受けてくださった方が増えたという理解でいいのか、お聞きしたいと思います。

続きまして、予算書46ページ、野火止水水保全対策のナラ枯れ対策と、ページが飛びまして、54ページの公園・緑地管理費のところの公園等維持管理委託料と狭山緑地のところですが、全てナラ枯れ対策だと思うんですけれども、この事業の具体的な内容をお聞かせください。

○デジタル政策課長（菊地 浩君） 補正予算書24ページ、マイナポイント予約・申込支援交付申請業務委託についてでございます。

総務省より、マイナンバーカードの申請期限が2022年9月末から2022年12月末に延長になりましたことに伴いまして、10月以降、カード交付窓口やマイナポイントの申込窓口が大変混雑している状況が続いております。市としましては、より多くの方にマイナンバーカードやマイナポイントを申請していただきたいと考え、急遽出張窓口を開設することにしております。

具体的には、予定ですけれども、市内商業施設、公民館、市民センターにおいて行う予定でございます。

周知方法については、ホームページ等で周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市民課長（長井素子君） 補正予算書30ページ、個人番号カード交付申請支援業務委託料についてでございます。

出張申請の内容につきましては、出張申請受付において、申請書の記入補助や写真撮影を行って申請書の作成をお手伝いする申請サポートにおいて委託を実施したいと考えております。

実施場所につきましては、マイナポイントと同様に、市内商業施設、公民館、市民センターにおいて、土日を含め15回程度実施を予定しております。

周知につきましては、ホームページ等で周知してまいります。

窓口の混雑状況についてでございますが、申請数の増加に伴いまして、窓口、電話ともに非常に混雑している状況が続いております。御予約いただいていない場合には、現在10分程度窓口でお待ちいただいております。マイナポイント付与のためのカードの申請期限である12月末に向けて、さらに混雑が予想されております。

交付率につきましてはですが、11月1日現在の交付数は4万4,623枚、交付率52.3%、26市中13位となっております。8月1日から比較いたしまして3,135枚、3.7ポイントの増となっております。今月は11月29日までに約1,500枚交付しておりますので、交付率はおおむね54%前後となる見込みでございます。

以上でございます。

○健幸いきいき部長（川口荘一君） 補正予算書44ページ、成人保健事業におけます新たなステージに入ったがん検診総合支援事業委託料についてであります。今回の補正内容は、20歳の方を対象とします子宮頸がん検診における検体の回収料でございます。現在市では、20歳の方全員にクーポン券を送付して受診の勧奨を行っておりますけれども、検体の回収とその検査を行います東京都予防医学協会に対する費用負担の計上でございます。

増額補正の理由でございますが、市内医療機関で行いました子宮頸がん検診の検体の回収につきましては、東京都予防医学協会が直接回収することとなりましたことから、今回今後の見込み件数を含めて増額の補正での対応とさせていただきます。

今後におきましても、子宮頸がんを含めましてがん検診の受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 補正予算書46ページ、野火止用水保全対策事業費、それから54ページの公園・緑地管理費の公園等維持管理委託料、それから狭山緑地植生維持管理委託料についてでございます。

ナラ枯れのことについてでございますが、令和2年度から発生してございますナラ枯れ被害につきましては、令和3年度、また令和4年度も引き続き伐採や薬剤注入などで対応してございますが、想定以上の被害がここで確認されました。そのため、その対応としまして伐採等の予算を計上したものでございます。

ナラ枯れ対応につきましては、放置しても自然に被害は収束しないため、被害拡大防止に努めることが必要であると考えてございます。

まず、1つ目の46ページ野火止用水維持管理委託料でございますが、野火止緑地内に多く発生しているような状況でございます。ナラ枯れ等対応としまして80本伐採、そのうち萌芽更新としまして70本を伐採するという予定になっております。それから、60本の剪定を見込んでございます。

それから続きまして、54ページの公園等維持管理委託料でございますが、こちらにつきましては、ナラ枯れ対応としまして、上仲原公園、湖畔第一緑地を見込んでございます。

上仲原公園については、樹木の整理を行いまして、萌芽更新として対応するものでございます。公園内の北

側の樹木8本と東側の樹木2本を伐採する予定となっております。

それから、湖畔第一緑地につきましては、ナラ枯れが発生したため4本を伐採することになってございます。

続きまして、54ページの狭山緑地植生維持管理委託料でございますが、こちらにつきましては、ナラ枯れ調査を毎年行っておりますが、令和2年度は105本、令和3年度は178本、令和4年度は244本と年々増えてきてございます。現在はもう300本以上のナラ枯れ被害が生じてございます。そのようなことの中で、今回対応としましては、362本の伐採を見込んでございます。そのうち皆伐としまして160本を含んでございます。そのような計画となっております。

それから、御質疑にはなかったですが、同じ54ページのこども広場の維持管理委託料についても、下立野林間こども広場と鹿島公園こども広場でナラ枯れ対応として見込んでございます。

以上でございますが、これらにつきましては、16ページの地域環境力活性化事業補助金を全て活用することになっていまして、2分の1の補助として活用することになってございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

1点、マイナンバーカードとマイナポイント、両方出張でやっていただけということで、多分カード申請とポイントと同じ場所でやっていただけと思うんですけども、先ほど周知方法がホームページ等ということだったんですが、いわゆる商業施設とか公民館とかだと、日頃行ってる人たちが市役所に行くのはちょっとあれだけここに来てくれるならっていう人たちを狙ってるとすれば、やっぱりその会場でできれば事前の掲示をしていただきたいなと思うんですけども、そのようなことはしていただけるかどうか、1点だけお聞かせください。

○デジタル政策課長（菊地 浩君） マイナンバーカードの予約・申込支援の関係でございます。

この案件は、急遽出張窓口を設けることで補正予算を申請したものでございます。急遽でしたので、今日補正予算が承認された後、できる限りの周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 補正予算書の23ページから26ページ、市民センター費ですけども、この中で清原市民センターに防犯カメラ購入となっておりますけれども、この詳細について。また、清原市民センター以外の市民センターについてはどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○地域振興課長（石川正憲君） 補正予算書26ページ、清原市民センター管理費の防犯カメラの購入についてでございますが、清原市民センターにおきましては、各種税金をはじめ、負担金や使用料など様々な収納事務を行っており、新型コロナ感染症対策としてセミセルフレジを導入いたしております。納付者が納付する際、直接レジスターを操作するため、操作しやすいよう、事務室内にあったレジスターをセミセルフレジを導入のときにカウンターの上に移動したことから、防犯カメラを設置することで、来所者及びまた職員の防犯上の安全確保や、防犯カメラを設置したことによる抑止効果にもつながるものと考えております。事務室内に2台防犯カメラを設置したいと考えております。

また、ほかの市民センターの防犯カメラの設置につきましては、清原市民センターのような窓口機能を有していないことから、現在のところ設置に向けた検討には至っておりません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 何点か伺います。

7ページの市税ですけれども、市税で127億6,189万9,000円に、市民税で59億9,656万5,000円に増額することです。この見込みが違った理由と、それからそれぞれ、市税と市民税それぞれについて、令和元年度、2年度、3年度の決算額を伺います。

それから、20ページ以降の会計年度任用職員の賃上げについてですけれども、賃上げをしないと最低賃金を下回る違法賃金になってしまうということから賃上げたものと捉えています。最低賃金は幾らから幾らになったのか、会計年度任用職員は幾らから幾らに賃上げたのか伺います。

22ページの庁舎管理費以降の電気代等の値上がりですけれども、その総額と理由について伺います。この間、テレビなどでも新電力の電気代の高騰とか、それから新電力の倒産・廃業ということも大分報じられていますけれども、そこら辺も大きく関係してゐるのではないかと思います。この理由について伺います。

それから、5ページで老朽化対策の費用が計上されました。包括管理委託の導入によって予防保全が可能になるとのことでしたが、実際には事後修繕になり、長期的に見ると施設維持に余計に費用がかかる事態となっているのではないかと思いますけれども、ここら辺の現状について伺います。

それから、54ページなどナラ枯れ対策ということで、国の補助金、2分の1補助金も出て、樹木を伐採するようですけれども、この間の答弁では、ナラ枯れ樹木だけではなくて古木、古い樹木もこの補助金を使って伐採しているように聞いています。市民の皆さんから懸念の声も聞かれていますけれども、この間の答弁では、伐採後をどうするかという計画は立てていないということでした。緑の保全の立場から、落ち葉や日照等の対策も取りながら計画きちんと持つ必要があると思うんですけども、そこら辺についての市の考えを伺います。

それから、49ページ、商工振興費ですけれども、ここ物価高騰対策の燃料費支援事業で不用額が出たことから減額となっています。一方で、10月の消費者物価指数は前年同月比3.7%の上昇となっていますし、帝国データバンクによると、10月の物価高倒産は10月に41件と、4か月連続で過去最多を更新しているとのこと。コロナ融資の返済も本格的に始まるということで、これによる倒産・廃業なども懸念されると言われています。市内事業者の実態をどのように見ているのか伺います。

それから、43ページの衛生費ですけれども、コロナ第8波に既に襲われているわけですけれども、市内の感染状況についても、今ホームページ等でも市民は分からない状況になっています。市内の感染状況についての現状とそれについての認識を伺います。

それから、69ページ、職員の欠員のところですが、11人減っているということで、特別会計との出入りがあるのかと思ったらどうもそうではないようですので、この職員の欠員の理由について伺います。

それから、30ページ、先ほど他の議員への答弁で、マイナンバーカード普及率52%で54%になるのではないかと答弁だったと思いますが、ここ数日のマスコミ報道では、国全体では59%ぐらいの普及率というふうになっていますけれども、そこから見ると5%ぐらい、もしくはそれ以上、普及率としては遅れているのかなと思いますけれども、そこら辺どのように捉えているのか伺います。

○課税課長（星野宏徳君） 補正予算書7ページ、市税の補正でございます。

初めに、増額補正を行う理由と令和元年度、2年度、3年度の決算額についてでございますが、増額補正を行う理由につきましては、先ほど事項別明細のほうで御説明させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が当初の見込みよりも限定的であったことによります。

次に、令和元年度、2年度、3年度の決算額についてでございますが、令和元年度につきましては、市税が

約128億5,000万円、市民税が約59億7,000万円となっております。令和2年度につきましては、市税が約128億3,000万円、市民税が約59億5,000万円となっております。最後に、令和3年度につきましては、市税が約125億4,000万円、市民税が約57億5,000万円となっております。

以上でございます。

○職員課長（岩本尚史君） 私のほうから、2番目と8番目の答弁をさせていただきます。

まず、補正予算書20ページ以降の会計年度任用職員の報酬のことでございます。

東京都が最低賃金を31円引き上げまして、1,041円から1,072円へ改定をしております。それに伴いまして、抵触する10職種、会計年度任用職員の職種でございますので、そちらを1,050円から1,080円に引き上げるものでございます。

8番目は、補正予算書の69ページ、職員の異動状況欄のマイナス11というものの内訳ということでございますが、こちらにつきましては、予算上の人数、こちらに対しまして採用時の辞退者ですとか、それに伴う欠員、また普通退職による影響人数ということでございます。

以上でございます。

○財政課長（鈴木俊也君） 補正予算書21ページ、庁舎管理費以降の電気代等の値上がりの総額についてでございますが、一般会計補正予算（第8号）におけます光熱水費の補正額の総額としましては約8,400万円の増額でございます。

以上でございます。

○総務部長（矢吹勇一君） 同じく予算書21ページ、電気代等の値上がりの理由でございますが、増額となった理由としましては、世界的な燃料価格の高騰の影響によりまして料金の単価が大幅に引き上がったことが挙げられます。

なお、現在、電気につきましては、公共施設ごとに複数の小売電気事業者と契約をしておりますが、引上げ後においてもそれぞれ同じ小売電気事業者との間での契約を継続してございます。

以上です。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 補正予算書5ページ、債務負担行為の補正といたしまして追加や変更をしているところでございます。いずれも利用者の安全等の観点から更新工事や改修等に着手をするものでございます。

施設や設備の予防保全につきましては、例えば築年数の浅い学校給食センターについては、各種設備の推奨される更新時期などを勘案し、適切に対応することで、一般的に予防保全としての効果が得られるものと考えております。建築から長く経過をしている施設につきましては、現状といたしまして老朽化の影響が大きくなる項目を優先的に更新、修繕などを進めたいと考えております。

その事例といたしましては、壊れてしまう前に更新工事を行っております本庁舎の空調設備、あるいは放置をすることで建物全体に影響を及ぼす屋上の防水工事や外壁改修等につきましては、鉄筋コンクリートの内部の鉄筋に雨水が浸透し、さびが発生することを予防するなど、施設を使い続けることに大きい影響が発生しないように、当初予算や実施計画への登載等により対応を進めたいと考えております。

以上であります。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 補正予算書54ページ、公園・緑地管理費等のナラ枯れ対策についてでございます。

樹木の伐採や更新等につきましては、計画を策定する考えを持ってございましたが、ナラ枯れが発生しましたことから、計画の策定に先行しまして樹木を伐採せざるを得なかったものでございます。

また、被害拡大防止のためや、萌芽更新するために光を入れる必要があるためなどによりまして、老木化、大木化した樹木の伐採も併せて行ったものでございます。

樹木の維持管理や更新に関する計画につきましては、都市マスタープラン等の改定を踏まえまして、それらと整合性を図りながら、公園や緑地、こども広場に関する計画を体系的に整理する中で検討を進めていく考えでございます。

なお、国の補助金ではなく東京都環境公社の補助金でございます。

以上でございます。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 補正予算書49ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費の中で市内事業者の実態についての御質疑をいただきました。

東京都産業労働局による企業倒産状況によりますと、今年1月から10月までの東京都全体の倒産件数は943件で、一月平均が約94件、直近の10月は95件となっております。同様に、今年1月から10月までの市内の企業倒産件数は、6月に1件でございました。

コロナ関連の融資返済についてであります。コロナ融資を受けた事業者の返済猶予期間の終了が近づき、徐々に返済が始まっていると伺っております。市といたしましては、金融機関や商工会とも連携を図り、東京都による中小企業の返済負担軽減のための借換えメニューの活用など、情報収集及び情報提供に努めながら、国や東京都の支援策などの今後の動向に注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 補正予算書43ページ、衛生費についてでございます。

新型コロナウイルスの感染者、こちらにつきましては、届出の対象者が令和4年9月末から全国一律で65歳以上の方などの4類型に限定されたことから、都の保健所から報告される人数につきましては、今現状限定された内容となっております。

この状況ではあります。11月に入りましてその人数につきましては増加しつつあります。自宅療養者の支援物品の配送戸数につきましても、少しずつ増加となっておりますことから、感染状況につきましては拡大しつつあるものと考えてございます。

以上でございます。

○市民課長（長井素子君） 補正予算書30ページ、個人番号カード交付申請支援業務委託料についてでございます。

申請率及び交付率の関係で御質問いただきました。

全国の発表になっている申請率が60.1%、交付率が53.5%ということで11月27日に発表されているところと存じます。東大和市の11月20日時点における申請率は66.6%、交付率のほうは、先ほど申し上げたところは11月29日時点で54%前後を見込んでいるというところでございますので、いずれも平均を超えているものと認識しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

7ページの市税のところですけども、見込みが違った理由については、思ったほどコロナの影響が出なかつ

たっていうのは説明聞いたので、私それは分かっているんですけども、もう少し詳しく内容を聞きたいと伺いました。そこら辺お答えいただきたいと思います。

それから、43ページの衛生費のところ、4類型になっていて限定的だっていうことですが、直近のこの4類型の合計の人数ということで、分かれば伺いたいと思います。

○課税課長（星野宏徳君） 補正予算書7ページ、市税の増額補正でございますが、まず、市民税につきましては、普通徴収等は減収を予定していたんですけども、特に営業収入が落ちるのではないかとというふうに当初は予測しておりました。しかしながら、営業所得につきましては、昨年と比べて増額になっているところがございます。また、給与所得につきましても、当初は減収を見込んでたところですが、増収となっているところがございます。

次に、法人市民税につきましては、大手法人につきましては、昨年度と比べて大幅に増収があったことから補正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 補正予算書43ページ、衛生費でございます。

こちらのほう4類型になりましたということで直近という話になりますが、昨日の数字という形で、申し訳ありませんが、御報告させていただきますと、たしか11人となっております。陽性者という形では11人と。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 第72号議案 一般会計補正予算（第8号）に対し、日本共産党を代表して賛成討論します。

本補正予算に計上された事業については、個人情報漏えいの危険のあるマイナンバーカード普及事業など、一部同意できないものもありますが、全体としては妥当なもので、賛成します。

幾つか指摘をします。

最低賃金の引上げに伴い、会計年度任用職員の報酬が引き上げられました。会計年度任用職員の報酬が最低賃金に張りついた低額な報酬であるため、最低賃金が引き上げられると、違法な低賃金となることを避けるために引き上げられるものです。

物価高騰の下、岸田首相は、構造的な賃上げと口にしながらい具体策はありません。行政がやる気になればできることは幾つもあるはずで。

第1に、最低賃金を時給1,500円以上に大幅に引き上げることであり、第2に、公務員、とりわけ非正規公

務員の賃上げであり、第3に、介護職や保育士など行政の仕組みで低賃金に抑え込まれているエッセンシャルワーカーの大幅賃上げです。国に財政措置を求め、会計年度任用職員をはじめ、市職員の大幅賃上げを行うべきです。

電気代の高騰については、再生可能エネルギー由来のFIT電気の調達価格に電力市場価格が適用されるように改定されたことが大きな要因です。新電力の倒産・廃業が相次ぎ、新電力に切り替えた自治体にも大きな影響を与えています。再生可能エネルギーへの転換に逆行する事態となっており、再生可能エネルギーへの転換を促進する制度へ改変するよう政府に要求するよう求めます。

老朽化対策の費用が計上されました。包括管理委託の導入によって予防保全が可能になるとのことでしたが、実際には事後修繕になり、長期的に見れば施設維持に余計に費用がかかる事態となっています。予防保全に踏み出すよう求めます。

ナラ枯れ等の対策費が計上されています。都の補助金を活用して、ナラ枯れだけでなく古木なども伐採しているようです。しかし、伐採後どうするのか、方針がありません。今後方針化していくという御答弁でした。落ち葉や日照の問題なども含め、総合的な緑の保全策の策定を求めます。

臨時議会を10月31日に招集し、物価対策としてコロナ交付金を活用した子育て応援給付金を決めたことを高く評価します。本補正予算では、物価高騰やコロナ第8波から市民の命と暮らしを守る施策は計上されていません。物価高騰は、ガソリンや電気、ガスにとどまらず、広範に及んでいます。

日本共産党は、最低賃金を時給1,500円に速やかに引き上げることなどの賃上げ政策、消費税5%への緊急減税などを求めています。

コロナ融資の返済が本格化し、中小事業者等の営業が追い詰められています。中小企業応援金などの対策や年末年始の相談体制の拡充を求めます。

自宅療養者支援センターの開設、発熱外来支援金の創設を求めます。

以上です。

[6番 尾崎利一君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第72号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第8号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第20 第73号議案 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（関田正民君） 日程第20 第73号議案 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第73号議案 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴います職員人件費や、結核・精神医療給付金及び傷病手当金の保険給付費等につきまして、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億3,281万2,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第4款の都支出金は370万7,000円の増額で、結核・精神医療給付金の増額に対する保険給付費等交付金（普通交付金）の増額及び傷病手当金の増額に対する保険給付費等交付金（特別交付金）の増額であります。

第6款の繰入金は209万円の減額で、一般会計からの職員給与費等繰入金の減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は209万円の減額で、一般職給料等の補正につきまして、総務管理費を減額するものであります。

第2款の保険給付費は370万7,000円の増額で、結核・精神医療給付金及び傷病手当金を増額するものであります。

第6款の諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は659万3,000円の増額であります。東京都への保険給付費等交付金の返還金の計上であります。

第2項基金費は659万3,000円の減額であります。前項の返還金の増額に対し、国民健康保険事業運営基金積立金（原資分）を減額することにより支払うものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第73号議案 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第21 第74号議案 令和4年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（関田正民君） 日程第21 第74号議案 令和4年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、  
本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第74号議案 令和4年度東大和市介護保険事業特別会計補  
正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴います職員人件費や、保険給付実績による予算組替え等につきまして、  
歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ257万6,000円を追加  
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億7,091万4,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、  
第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第9款の繰入金は257万6,000円の増額で、一般会計からの職員給与費等繰入金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は257万6,000円の増額で、職員手当等の補正につきまして、総務管理費を増額するものであ  
ります。

第2款の保険給付費は、各サービスの実績等による予算の組替えで、第1項介護サービス等諸費を137万  
6,000円減額し、その同額を第2項介護予防サービス等諸費に増額するものであります。

第6款の基金積立金は80万円の減額で、第1号被保険者保険料還付金の増額に伴い、介護給付費等準備基金  
積立金を減額するものであります。

第7款の諸支出金は80万円の増額で、過年度の還付金について、第1号被保険者保険料還付金を増額するものであります。

以上であります、事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第74号議案 令和4年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

## 日程第22 第75号議案 令和4年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（関田正民君） 日程第22 第75号議案 令和4年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第75号議案 令和4年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴います職員人件費や、徴収費における手数料につきまして、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,809万1,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第2款の繰入金は220万円の増額で、一般会計からのその他の繰入金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は220万円の増額で、職員手当等の補正に伴います総務管理費及びペイジー口座振替取扱手数料の補正に伴います徴収費を増額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第75号議案 令和4年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第23 第76号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（関田正民君） 日程第23 第76号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第76号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴います職員人件費や、令和3年度決算に基づく利益剰余金の処分に伴います一般会計への繰出金の計上等につきまして、収入支出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、総則で、令和4年度東大和市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条は、収益的支出の補正で、令和4年度東大和市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出であります。第1款下水道事業費用は186万3,000円の増額であります。

第1項営業費用は175万2,000円の増額で、人事異動等に伴う給料等の増額による総係費の増額であります。

第2項営業外費用は11万1,000円の増額で、資本費平準化債利息の増額に伴う支払利息及び企業債取扱諸費の増額であります。

第3条は、資本的収入及び支出の補正で、予算第4条本文中「4億9,759万7,000円は」を「4億9,796万円は、過年度分損益勘定留保資金1億8,610万9,000円」に、「4億9,759万7,000円で」を「3億1,148万8,000円及び繰越利益剰余金処分額36万3,000円で」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。第1款資本的収入は186万円の減額であります。

第1項企業債は190万円の増額で、流域下水道事業債の増額に伴う建設改良債の増額であります。

第4項他会計補助金は376万円の減額で、他会計補助金の減額であります。

支出であります。第1款資本的支出は149万7,000円の減額であります。

第1項建設改良費は192万円の減額で、人事異動等に伴う給料等の減額による建設総務費の減額であります。

第3項企業債償還金は6万円の増額で、資本費平準化債償還金の増額であります。

第6項その他資本的支出は36万3,000円の増額で、令和3年度決算に基づく利益剰余金の処分に伴い一般会計へ繰り出す利益剰余金繰出金の計上であります。

第4条は、企業債の補正で、予算第6条表中「限度額1億2,160万円」を「限度額1億2,350万円」に改めるものであります。

2ページの表を御覧ください。

流域下水道事業の借入れ限度額を1億2,160万円から1億2,350万円に増額するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、予算第9条中「8,298万3,000円」を「8,279万1,000円」に改めるものであります。

第6条は、他会計からの補助金の補正で、予算第10条中「3億4,974万2,000円」を「3億4,598万2,000円」に改めるものであります。

以上であります。予算に関する説明書及び予算に関する説明資料につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第76号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第24 陳情の付託

○議長（関田正民君） 日程第24 陳情の付託を行います。

11月24日、正午までに受理した陳情のうち、委員会での審査に付託することと決定した陳情を、御配付してあります文書表のとおり、総務委員会、厚生文教委員会及び建設環境委員会に審査を付託いたします。

---

○議長（関田正民君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 2時23分 散会